

一 宮 商 工 会 議 所
中 小 企 業 委 員 会

1. と き 平成30年11月21日（水）9:30～10:30

2. と こ ろ 一宮商工会議所 小ホール

3. 会頭挨拶

4. 委員長挨拶

5. 議 題

（1）事業承継に係る課題と対策について

（2）委員会所管事業の報告について

（3）第3期アクションプランの所管事業（案）について

（4）その他

事業承継にかかる課題と政策(2017年10月～2018年9月新聞報道から)

1 基本的な課題

- ① 経済産業省によると、後継者難から中小企業の廃業が増えている。廃業する会社のおよそ5割が経常黒字という異様な状況だ。2025年に6割以上の経営者が70歳を超えるが、同省の分析では、中小127万社で後継者不在の状態にある。
- ② 東京商エリサーチの調べでは、2016年の中小企業の休業・廃業は2万9,583件、約2万1千件だった07年から大幅に増えた。企業倒産は景気回復で年々減少しており、人口減による休廃業の流れが強まっている。
- ③ 経済産業省によると、2015年時点で中小経営者の平均引退年齢は70歳。25年時点で、このリタイア適齢期を迎える中小経営者が約245万人と中小の6割以上。アンケートではその約半数にあたる127万人が後継者未定。60歳以上の個人事業主の7割は「自分の代で事業をやめる」と答えている。 →参考1
- ④ 経済産業省の試算によれば、黒字廃業を放置すれば25年までの累計で約650万人の雇用と約22兆円に上る国内総生産(GDP)が失われる恐れがある。

[出典]日本経済新聞(17年10月6日)「大廃業時代の足音」

- ⑤ 帝国データバンクによると、後継者が「不在・未定」の企業割合は全体の66.5%、売り上げ規模が1億円に満たない企業だと8割近くで後継者がいない状況だ。さらに、都道府県別の「後継者不在率」で、中部地方は愛知県が71.1%など、全国平均を上回る県が少なくない。

[出典]中日新聞(18年8月15日)「迫る大廃業時代の足音」

- ⑥ 愛知県によると、2017年度に実施した中小企業の実態調査で、約4割の経営者が「事業承継の準備をしていない」と回答している。国の試算を基にした推計によれば、このままだと25年頃までに、県内で約44万人の雇用と約1.6兆円の県内総生産が失われる。事業承継に向けた後継者育成には、5～10年かるとされ、県は18年度中に4千件の診断、80社の個別支援を目標に掲げている。

[出典]中日新聞(18年10月2日)「愛知県が事業承継対策を強化」

2 事業承継の「M&A」(合併・買収)と第三者が引き継ぐ「継業」

- ① 経営者が高齢化し後継者がいない中小企業を買収する「M&A」が中部で相次いでいる。人材や営業網を有効活用して事業拡大を目指す。中小企業が後継者難を理由に廃業すれば、積み重ねた製品力やブランド力が途絶え、雇用にも影響しかねない。こうした経営資源を資本力のある他社がうまく活用できれば、新たな商機や付加価値の拡大につながる。
- ② 地銀や信用金庫など地元密着型の金融機関も仲介業務に力を入れている。後継者難の企業を放置しておけば融資先が減ってしまう。中部の金融機関は、後継者難の企業の存続支援に特に積極的である。

- ③ 愛知県は(17年)10月25日、「あいち事業承継ネットワーク会議」の1回目の会議を開催した。会議には金融機関や商工会議所など約110団体から、約140人が参加した。同ネットワークが実施したアンケートにより現況が明らかになった。

[後継者の有無]

→参考2

■「後継者が決まっている」 65.7% ■「後継者が決まっていない」 34.3%

[希望する事業承継の形態]

■「親族内承継」 64.6% ■「役員・従業員への承継」 21.1%

■「事業譲渡・M&A」 9.5%

[出典]日本経済新聞(17年10月26日)「事業承継のM&A活況」

- ④ 後継者がいない事業所や店舗を、親族や従業員ではない第三者が引き継ぐ「継業」が注目されている。起業するより初期投資を抑えられ、施設や顧客、ノウハウを譲り受けられる利点もある。地元に根付いた事業の存続は地域経済の維持にも欠かせない。
- ⑤ 継業が注目されている背景には、少子化などに伴う後継者不足がある。日本政策金融公庫総合研究所が15年に行った調査によると、個人事業主の77%が「自分の代で事業をやめるつもり」と回答している。特に地方では、住民の生活に欠かせない事業や店を如何に存続させるかが課題となっている。

[出典]読売新聞(17年10月24日)「事業所、店舗を第三者に」

3 事業承継とサプライチェーン

- ① 国内で130万社近い中小企業が、2025年後継者難による廃業の危機に瀕する見通しだ。自動車産業を裾野から支える中小の部品メーカーも例外ではなく、影響はむしろ大きいかもしれない。自動車産業の勃興期である1960～70年代に創業した部品メーカーの多くが事業承継期を迎え、深刻な状況にある。
- ② 当事者の事業承継への関心は必ずしも高くない。帝国データバンクの調査によれば、事業承継を経営の最優先課題として認識している企業の割合は13.3%。製造業に限ると15%近くに達するが、輸送用機器・器具製造では8.8%に止まる。目先の仕事が忙しくて手が回らない。以前と同様に取引先が救いの手を差し伸べるはずだ。事業承継への関心が低い背景をさぐると、こうした姿勢が浮かび上がる。
- ③ 親族に引き継げない場合には、M&Aを活用するのも手だが、部品メーカーならではの難しさに直面する。特に小規模な部品メーカーは原材料の仕入れ先や製品の販売先が少なく固定化していて、買い手を見つけにくい。中小部品メーカーにとって事業承継の相談窓口となるのは地方銀行や信用金庫だが、取引先が特定の地域に集中する傾向が強い。
- ④ 買い手の幅を広げる方策も欠かせない。長年にわたって競争してきたライバルへの身売りをためらう部品メーカーが少なくないためだ。仲介会社や金融機関が情報を交換できる枠組みを整え、マッチングの確度を高めることが重要になる。

[出典]日本経済新聞(17年11月30日)「車産業揺るがす後継ぎ問題」

- ⑤ 後継者難による中小企業の相次ぐ廃業が日本のサプライチェーンを弱体化させるとの懸念が強まっている。末端の下請けなどが担ってきた部品の製造・加工の現場では経営者と職人の高齢化が進み、引退で廃業を決断するケースも多い。
- ⑥ サプライチェーンの最上位にいる大手の対応は不十分だ。材料費や人件費が上がっても、大手の圧力で製品価格に転嫁できず中小は常に苦しい経営を迫られる。大手が下請に目配りしてこなかつたツケがまわっている。廃業の意思を聞いて慌てる大企業の購買担当者も少なくない。

[出典]日本経済新聞(18年2月28日)「弱るサプライチェーン」

4 事業承継税制改正の効果

- ① 事業承継を考えるオーナー経営者にとって、後継者に課される贈与税は悩みの種。その負担を取り除いて事業承継を円滑に進めようと(18年)4月に導入されたのが「新・事業承継税制」だ。税制優遇の大きさから、税理士らの間では「事業承継バブルが起きる」とまでささやかれていた。
- ② ところが、ふたを開けてみれば新制度の利用をためらうオーナーが多い。税理士事務所に相談に来るオーナーの大半は新税制の詳細を聞いて考え込む。税優遇の濫用を防ぐため、自分の子がその先の孫にまで事業を引き継いだ時点でようやく課税を免除される点だ。
- ③ 事業承継を考える経営者の多くは70歳前後。その子供は40歳前後が多い。孫に経営権が移るのは30年位先だ。多くの経営者が「孫の生き方までしばれない」と戸惑い、制度利用に二の足を踏む事例が少なくない。それは子供が事業を30年間続けられるか自信が持てないことの裏返しでもある。

[出典]日本経済新聞(18年8月23日)「子離れできない 迫る大廃業時代」

- ④ 経済産業省は、18年度に法人を対象とする事業承継税を大きく見直したのに続いて、19年度の税制改正要望に個人事業主の負担減につながる相続税の減免を盛り込む。現在は土地の相続への減免はあるが、「建物」や経営者が個人で保有する工作機械などの「設備」に係る税も軽くする方向だ。→参考3／参考4

[出典]日本経済新聞(18年8月28日)「個人事業主 相続税軽く」

- ⑤ 2018年度に事業承継税制が大きく改正されたことで、承継時点での税負担をゼロにすることが可能となった。適用を受けるには都道府県知事に承継計画を提出しなければならないが、改正前に全国で500件であった利用件数は、大幅に増えると見込まれている。
 - ⑥ 愛知県内の実績を見ると、17年度に県に提出された承継計画は年間30件であったのに対して、18年度は計画申請が本格化した6月～8月の3ヶ月で40件となっている。

5 事業承継への様々な主体の参入

- ① 中堅・中小企業の事業承継ニーズに対応しようと、銀行やM&A仲介とは異なる業種からの参入が相次いでいる。会計事務所や人材サービス会社、投資ファンドなどが案件の急増に商機を見出しインターネットを活用したサービスも広がる。
- ② 中小企業の事業承継は数千万円から数億円程度の規模案件が多く、大企業のM&Aに比べてコストをかけにくい。新規参入企業は埋もれがちな案件をネットを通じて効率的に発掘しようとしている。
- ③ ある投資ファンドは、中小企業の経営者がネット上で最適な後継者を探すサービスを開始した。AIを使ってマッチングの効果を高める。有望な企業には自ら運営するファンドで投資することも検討する。(→注)

(注) 同ファンドは、後継者育成、事業承継といった事業上の課題解決を実現するプラットフォームの運営を開始しており、オンラインプラットフォームの特性を生かして日本全国からの支援の可能性を強化しようとしている。また、事業承継が成約した場合でも成約手数料や着手金などは無料としている。

[出典]日本経済新聞(18年4月5日)「事業承継 異業種も参入」

- ④ 後継者不足による中小企業の廃業懸念が高まる中、製造大手や商社などが取引先支援に乗り出す。デンソーやコマツは取引先の廃業による部品調達網の断絶を防ぐため、後継者の育成を支援。豊田通商は事業承継に悩む企業の買収を積極化する。
- ⑤ 町工場も含めた中小の廃業問題は、製造業の安定調達を搖るがしかねない。例えば、3万点の部品を使う自動車は2次、3次と取引先を辿ると中小企業や町工場も多い。ある部品メーカーでは、有力調達先が後継者不足で急な身売りを決定。部品調達は維持したが、同様の事態の発生に危機感を強める。
- ⑥ 一定の技術を持つ中堅・中小企業だけでなく、金属加工やプレス成形など町工場が急に廃業すれば代替調達が難しかったり品質が不安定になったりする。対策が急務になる。

[出典]日本経済新聞(18年10月4日)「事業承継 異業種も参入」

6 外部人材の導入・活用

- ① 経済産業、総務の両省は、後継者難による中小零細企業の廃業を食い止めるため、地方に移住する若者による事業承継を連携して支援する。総務省の「地方移住事業」への参加者と後継者がいない企業をマッチングする取り組みで、まず今夏にも静岡県でモデル事業を始める。
- ② 都市部から地方の過疎地域に1~3年の期間、住民票と生活拠点を移して働く人を特別交付税などで支援する総務省の「地域おこし協力隊」(→注)を活用する。事業承継に興味がある参加者に対し、経産省と地元金融機関等による「事業承継ネットワーク」が後継者難に悩む中小企業経営者との面談などを調整する。
- ③ 具体的には、「協力隊」参加の若者と地元の商店などの経営者を引き合わせて、双方が納得すれば「後継者候補」とする。地方で「起業」した若者を補助する仕組みを援用し、小規模事業者を継承する場合も最大100万円の補助金を出す方向で検討している。

→参考5／参考6

[出典]日本経済新聞(18年6月7日)「移住者を後継ぎに」

(注)「地域おこし協力隊」

- 都市地域から過疎地域等に住民票を移動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は一定期間、地域に居住して地域ブランドや地場産品の開発等地域おこしの支援や、農林水村業への従事など「地域協力活動」を行いながら、地域への定住・定着を図る取り組み。
- 実施主体は「地方公共団体」。
- 活動期間は、概ね1年以上3年以下。
- 地域おこし協力隊に取り組む自治体に対して、特別交付税を措置。
 - 協力隊員の活動に要する経費については隊員1人あたり400万円が上限。
 - 協力隊員等の起業・事業承継に要する経費は隊員1人あたり100万円が上限。
- 隊員の約4割は女性。約7割が20歳代と30歳代。2017年度は約4800人が地方に赴いた。期間終了後、約6割が派遣地域に定着。
- 総務省資料(「地域おこし協力隊の拡充」)によれば、「隊員の起業に向けた金融面での支援を更に充実させるとともに、事業引継ぎ支援センターと連携して、事業承継を支援し、任期終了後の定住・定着を一層推進する」としている。

アンケートの設問と背景

(中小企業の休業や廃業の悪影響)

問2 中小企業の休業や廃業がもたらす悪影響についてお尋ねします。何に対して悪影響があるか、該当する選択肢をお選びください。(いくつでも)

- 《選択肢》1. 事業主の家族の生活 2. 従業員の雇用 3. 取引先の仕事、サプライチェーン 4. 地域の人々の生活の利便性 5. 技術・技能の伝承 6. 地域社会の活力 7. 地場産業、伝統産業の維持 8. 悪影響はない 9. その他()

[意見①]

□中小企業の事業承継は当初、相続税や株価が課題となることが多かった。後継者難が目立つようになったのは、(1991年に)バブル経済が崩壊したあたりからだ。あれから相当の時間が経過したが問題は解決できていない。

□中小企業が廃業した場合、都市圏では代わりの産業が興って新陳代謝が進むが、地方では難しい。職が失われると若者が都会に出て地方経済がさらに疲弊するという負の連鎖が加速する。地域間の格差を縮めるという観点からも事業承継は喫緊の課題である。

[意見②]

□外部環境が大きく変わっている今、必要なのは技術を再評価し事業基盤を再構築することだ。会社丸ごとの承継ではなく、事業の承継に焦点を絞り、M&Aを含めて検討を進めるべきである。

以下7~9ページの設問について

委員の皆様のご意見をいたばさたいと存じます。

(事業存続(承継、譲渡等)の形態)

問5 事業を存続させる際の形態についてお尋ねします。該当する選択肢をお選びください。(一つだけ)

〔選択肢〕1. (5.) 親族への承継を考えており目途が立っている(立っていない)

2. (6.) 親族以外の役員や従業員への承継を考えており目途が立っている(立っていない) 3. (7.) 適切な第三者への承継を考えており目途が立っている(立っていない) 4. (8.) 譲渡を考えており目途が立っている(立っていない) 9. 現在、承継や譲渡を考える必要がない
10. その他()

[意見③]

□一般的に言って、子供の世代は家業を引き継ぐという意識が乏しいのに対して、中小の経営者の多くは、子供への承継をまず考える。こうした漠然とした期待から、事業承継の準備が遅れる事例が少なくない。親族が引き継がない場合はM&Aを活用すべきではないか。

□「M&Aは最後の手段」という意見は間違っている。まず、外部の視点で事業を評価することが重要だ。価値があると分かれば打つ手は広がる。「価値があるのなら引き継ごう」と最終的に身内が手を挙げる事例もある。

[意見④]

□政府も税制優遇などにより事業承継を後押しする方向性を打ち出したが、親族間の承継を優先している印象が強い。少子高齢化で引き受け手が減っていることに加えて、経営者が先行きに自信を持てず、親族に継がせてもよいのかという不安が強まっていることも事業承継が進まない一因ではないか。

(事業承継の課題や困難)

問6 事業承継を検討するとした場合、課題や困難を感じることについてお尋ねします。該当する選択肢をお選びください。(いくつでも)

〔選択肢〕1.後継者の選定 2.後継者の育成 3.株主の理解 4.役員・従業員の理解 5.取引先との関係維持 6.金融機関との関係維持 7.相続税・贈与税対策 8.株式の引継ぎ 9.事業用資産(土地、建物等)の引継ぎ 10.個人保証・担保の引継ぎ 11.相続問題の調整 12.事業承継計画の策定 13.経営状況の改善 14.承継に必要な資金・コスト 15.信頼できる相談相手・専門家の存在 16.その他()

[意見⑤]

□若い世代には事業承継にネガティブな印象を持つ人もいる。しかし実際には、起業家のように次の事業をつくっていく後継者は多い。事業承継を契機に会社を大胆に変え先代までの取り組みを様々な形で生かして新しい事業を軌道に乗せる「ベンチャー型事業承継」と呼ばれる事例も増えており、国内の開業率低迷が続く中、注目が集まっている。

<参考> 後継者難の中小を外資に紹介する取り組み(経済産業省)

□経済産業省は中小企業のM&A情報を集めたデータベースを外資系企業に開放する。今年度中に日本貿易振興機構(ジェトロ)を通じて情報提供を始め、日本の中小企業の製品や技術に关心がある外資に紹介する。技術の伝承や地方の雇用の確保を重視し、優良な中小企業の廃業を防ぐ狙いだ。

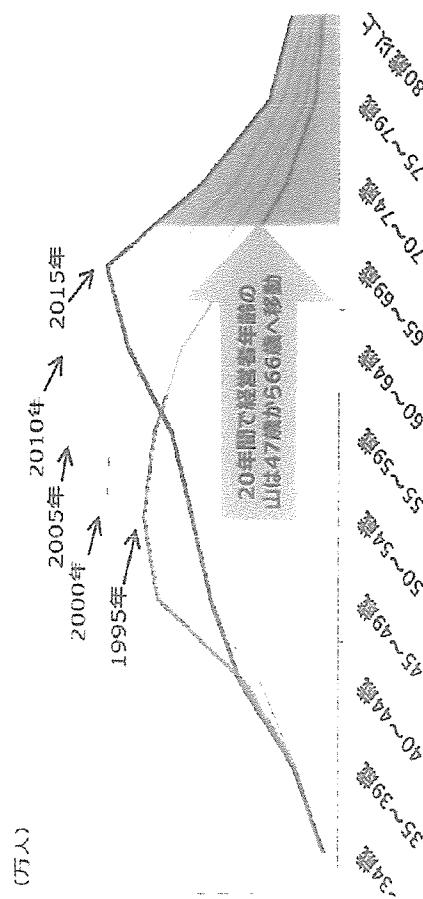
□ジェトロが仲介することで、日本の中小の技術がむやみに海外に流出するリスクを防ぎつつ事業承継を進める考え方である。具体的には経産省が中小企業基盤整備機構を通じて全国に置く「事業引継ぎ支援センター」のデータベースを活用する。

□同センターに蓄積されている中小企業からの売却案件や買い手企業の情報などのうち、「匿名で公開」の了承を得て金融機関などに限って公開している約3,000件について、ジェトロを通じて外資にも提供する体制を整える。

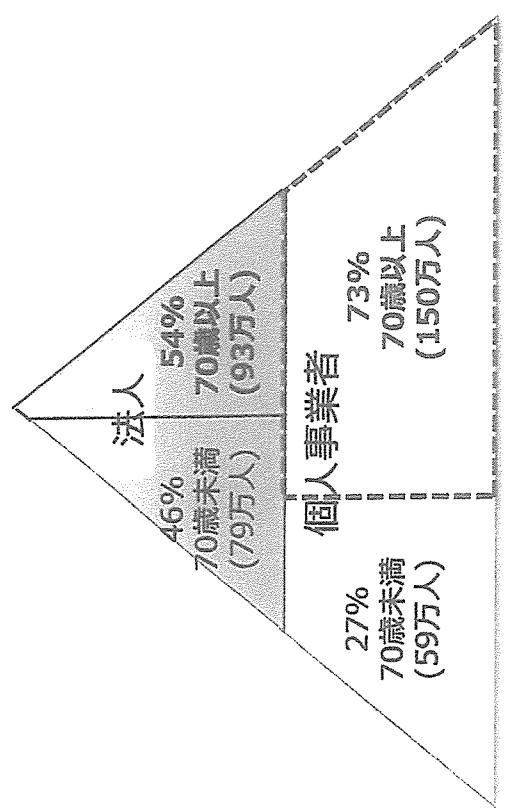
[出典]日本経済新聞(18年10月17日)

<参考 1> 中小企業経営者の次世代経営者への引継ぎを支援する税制措置の拡充

- ◆ 今後10年間に、70歳（平均引退年齢）を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約245万人となり、うち約半数の127万人（日本企業全体の1/3）が後継者未定。



- ◆ 2025年に70歳以上となる個人事業者は、約150万人と推計される。



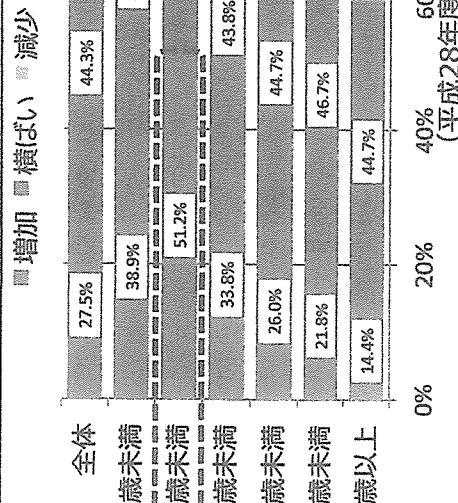
(帝国データバンクの企業概要ファイルを再編加工)

- ◆ 倒産件数は減少傾向にあるも、休廃業件数は横ばい。



平成28年度総務省「個人企業経済調査」、
平成28年度(株)帝国データバンクの企業概要ファイルから推計

- ◆ 経営者年齢別の売上高（直近3年間）をみると、若い経営者層では、売上高が増加する傾向。



(出典) (株)東京商工リサーチ調べ ※休廃業・解散件数には大企業も含む

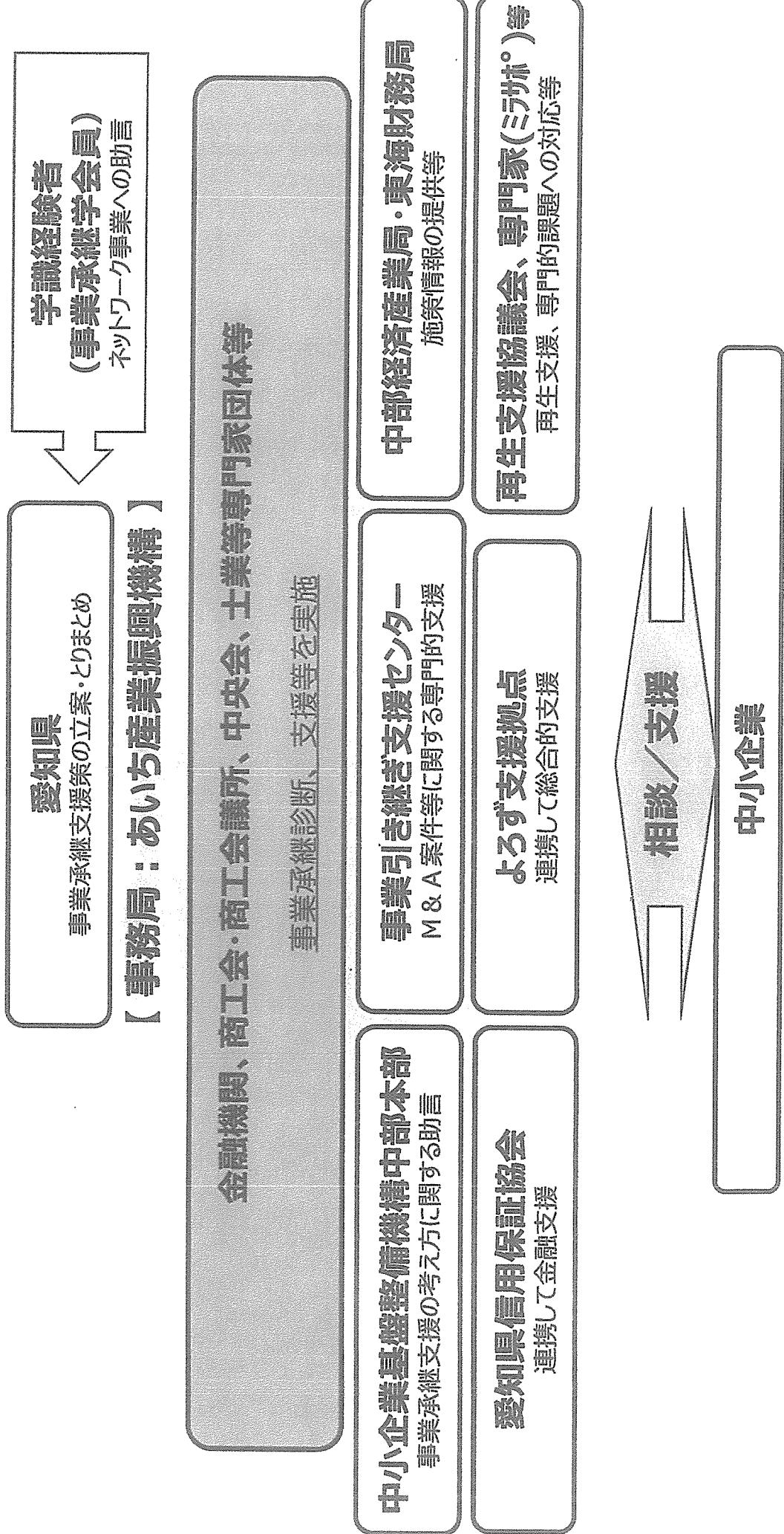
(平成28年度 60% 中小企業庁委託調査) 100%

参考 2> 事業承継ネットワークについて

事業承継ネットワークについて

- 県が中心となって、支援機関等同士の意識共有、連携強化を図る。➡メンバーを限定しないオープンネットワーク
- 中小企業の事業承継に関する現状把握（実態調査・事業承継診断の実施）、支援方針の策定、事業承継の普及・広報活動を行う。

<ネットワークの主な構成メンバー>

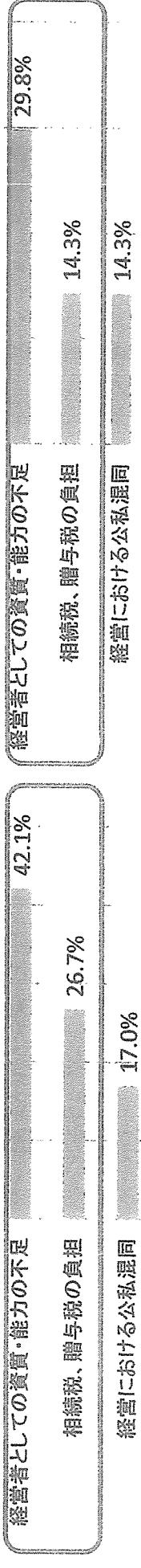


参考 3> 個人事業主の事業承継の課題

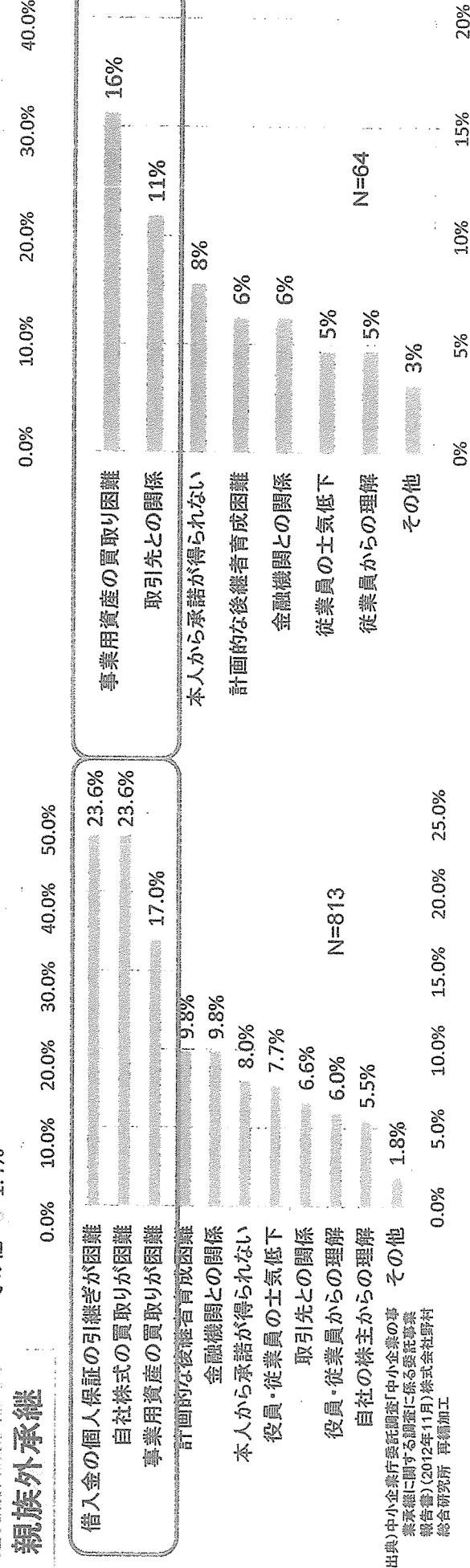
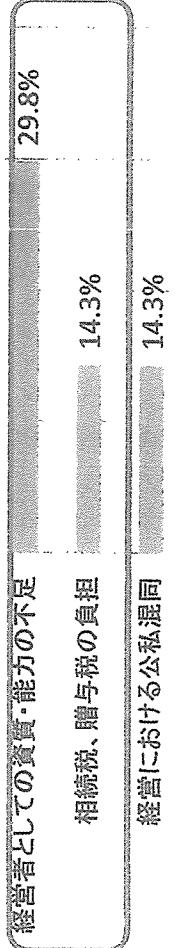
- 親族内承継の課題は、会社と変わらず、後継者の資質・能力の不足、相続税・贈与税の負担が上位に挙げられる。親族外承継の課題は、事業用資産の買取りが困難とする回答が最も多くなっている(会社では借入金の個人保証の引継ぎが課題とする回答が最も多くなったが、個人事業主の場合、経営者保証(第三者保証)ではないことから回答が上がっていないとも考えられる。)。
- 親族内外共通の課題は、第一に、資産移転には、第一に、資産移転に係る問題であると考えられる。

親族内承継

【会社】



【個人事業主】



<参考4> 個人事業主の事業用資産にかかる事業承継時の負担減免措置の創設

□個人事業主は需要の開拓や個人の能力の発揮、自律的で個性豊かな地域社会の形成に貢献する重要な存在であり、個人事業主の「事業の持続的な発展」のため事業承継の円滑化が必要である。

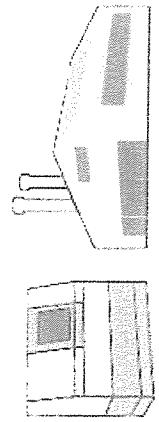
□個人事業主は一般的に資金力が弱く、事業承継時の税負担のために事業継続に必用不可欠な事業用資産を売却しなければならない事態を防ぐための措置を講ずる必要がある。

〔出典〕平成31年度税制改正に関する経済産業省要望
■純資産4,800万円(※)超の個人事業主が所有する事業用資産の構成

- ① 土地(39.9%) ② 建物(25.6%) ③ 現預金(12.1%)
- ④ 商品・製品・原材料等(6.8%) ⑤ 事業用債権(5.3%)
- ⑥ 機械・器具備品(4.8%) ⑦ その他事業用資産(5.3%)
- ⑧ 有価証券(2.4%)

(※) 4,800万円→相続人が配偶者と子供2人の場合の相続税の基礎控除額

事業に使う
土地



事業承継の際の
相続税の
減免措置なし



評価額を
8割減らせる
(400平方メートルまで)

事業承継を
支援するための
新たな優遇措置が
可能か検討

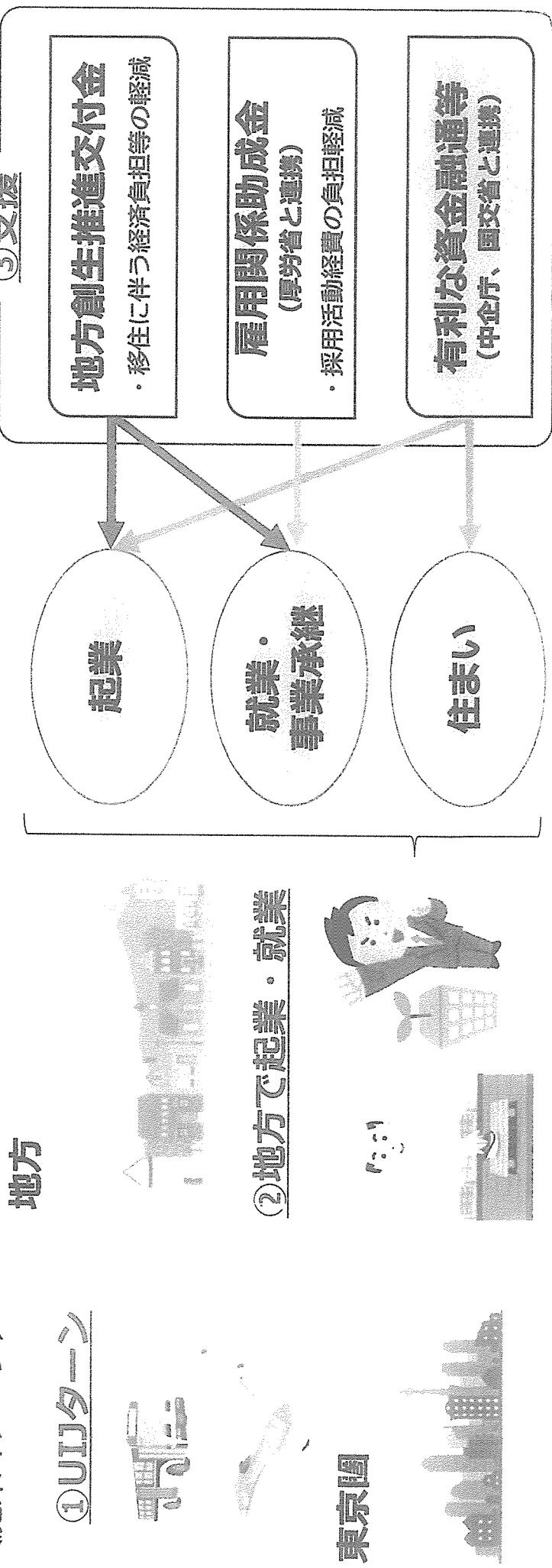


UJターンによる起業・就業者創出（6年間で6万人）

移住支援策の抜本的拡充（厚労省、中企庁、国交省と連携）

- 東京圏（一定の要件を満たす地域）から東京圏以外の地域へのUJターンによる起業・就業（事業承継を含む。）の促進及び人手不足に直面する地域の人材の確保を図る。
 - ・支援対象：UJターンによる、東京圏以外の地域での起業（金融機関の評価も活用）又は中小企業等への就業・移住に伴うUJターン者の経済負担等の軽減や、採用活動に伴う中小企業等の費用負担の軽減のため、地方創生推進交付金や雇用関係助成金を活用した必要な支援を検討
- 起業については、中企庁との連携の下、各種金融機関からの資金融通等と組み合わせて支援。
- 住まいの確保については、国交省との連携の下、地方公共団体や金融機関等と協力して支援。

〔施策イメージ〕



<参考 6> 女性・高齢者等の活躍による新規就業者の掘り起こし（6年間で24万人）

新規就業支援策の抜本的拡充（厚労省、中企庁と連携）

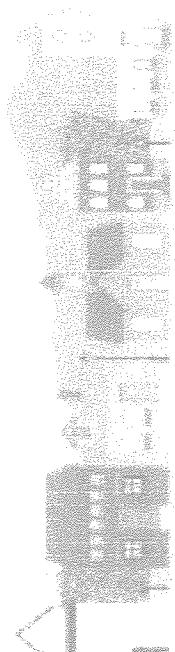
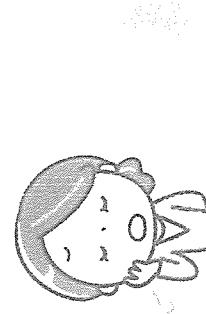
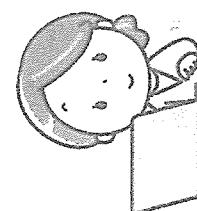
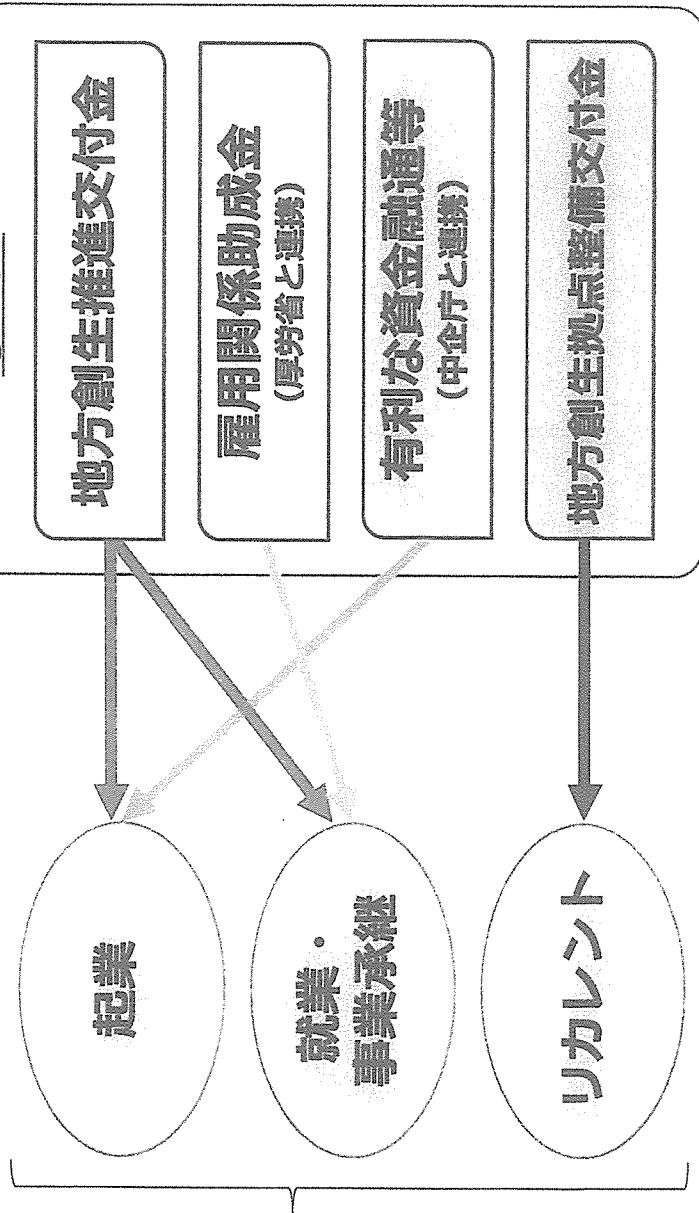
- 現在職についてない女性・高齢者等の起業・就業（事業承継を含む。）の促進及び人手不足に直面する地域の中企業等の人材の確保を図る。
 - ・支援対象：現在職についてない地方在住者の起業（金融機関の評価も活用）又は中小企業等への新規就業
 - ・地方創生推進交付金や雇用関係助成金を活用した必要な支援を検討
- 起業については、中企庁との連携の下、各種金融機関からの資金融通等と組み合わせて支援。
- 仕事体験会、地域企業が求める人材像を学べるセミナー等、未就業者の就業意欲を喚起する取組を支援。
- 生産性革命に資する地方創生拠点整備交付金を活用し、リカレント研修施設等の整備・改修を支援。

[施策イメージ]

①無業者

②起業・就業

③支援



地方

会員各位

2018年11月吉日

一宮商工会議所

一般社団法人中部経済連合会

事業承継等に関するアンケート調査（お願い）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申しあげます。

平素より私どもの活動に対して格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、中小企業の経営者の方々の事業承継は年を追うごとに困難化しています。この状態を放置すると、中小企業廃業の急増により、わが国の雇用やGDPが大きく損なわれる恐れがあります。私たちの地域社会においても、地場の企業の廃業増加は地域雇用の減少や産業の衰退、地域活力の低下といった悪影響をもたらすものと危惧されます。

このことを踏まえると、事業承継困難化の理由を把握し、対策を考える必要があります。

そこで、一宮商工会議所は、中部経済連合会とともに、皆さま方の事業承継や譲渡等の事業存続に関する諸事情やお考えなどを把握したいと考え、表題のアンケート調査を企画した次第です。

つきましては、皆さま方には諸事ご多忙のこととは存じますが、一宮商工会議所と中部経済連合会の今後の活動の糧とさせて頂きたく、アンケート調査へご協力賜りますよう、宜しくお願ひ申し上げます。

敬具

記

1. 調査目的 : 中小企業の事業存続性向上のために必要な情報収集

2. 添付資料 : ①質問票
②回答用紙

以上

質問票

中小企業の事業存続に関するアンケート

目 次

■プロフィール	1
■セクション1 社会問題としての中小企業の事業存続	2
■セクション2 貴社の問題としての中小企業の事業存続	3
■セクション3 貴社の事業の今後の方向性	4
■セクション4 事業存続をお考えの方への問い合わせ	5
■セクション5 休廃業をお考えの方への問い合わせ	8
■セクション6 国等に対して望むこと	10
■セクション7 事業存続の成功談や失敗談、その他体験談	12
■セクション8 自由記述	13

■プロフィール

貴社のプロフィールについて、それぞれの項目につき、該当する選択肢を回答用紙にご記入ください。

(1) 業種（主たるもの一つだけ）

- | | | |
|------------------|----------------|--------------|
| 1. 鉱業 | 2. 建設業・設備工事業 | 3. 製造業 |
| 4. 電気・ガス・熱供給・水道業 | 5. 情報通信業 | 6. 運輸業 |
| 7. 卸売業 | 8. 小売業 | 9. 金融業、保険業 |
| 10. 不動産業 | 11. 専門・技術サービス業 | 12. 宿泊業 |
| 13. 飲食業 | 14. 生活関連サービス業 | 15. 教育、学習支援業 |
| 16. 医療、福祉業 | 17. その他 | |

(2) 経営形態（一つだけ）

1. 法人 2. 個人

(3) 従業員数（常時使用している従業員数）（一つだけ）

1. 0~5人
2. 6~10人
3. 11~20人
4. 21~50人
5. 51~100人
6. 101~300人
7. 301人以上

⇒ 以後の質問では、「中小企業」と呼称します。

⇒ 以後の質問では、「大企業」と呼称します。

(4) 主な販路（一つだけ）

1. 地元（市町村内） 2. 県内 3. 国内 4. 海外

(5) 事業経過年数（一つだけ）

1. 0~5年 2. 6~10年 3. 11~30年
4. 31~50年 5. 50年以上

(6) 貴社にこのアンケート調査を依頼した団体（一つだけ）

1. 長野商工会議所 2. 静岡商工会議所 3. 一宮商工会議所 4. 中部経済連合会

（注）中部経済連合会と重複する場合は、ご加盟の商工会議所を選択ください。

■セクション1 社会問題としての中小企業の事業存続

このセクションは、中小企業の方、大企業の方の双方にお聞きします。

このセクションでは、社会問題としての中小企業の事業存続についてお伺いします。お答えは別添の回答用紙にご記入ください。

(社会問題としての中小企業の事業存続)

問1 いま中小企業の事業存続（承継、譲渡等）が困難になっています。このことについて、認識をお尋ねします。該当する選択肢をお選びください。（一つだけ）

«選択肢»

1. 大きな問題である
2. 問題である
3. やや問題である
4. それほど問題ではない
5. 問題ではない
6. 知らない
7. その他（　　）

(中小企業の休業や廃業の悪影響)

問2 中小企業の休業や廃業がもたらす悪影響について、お尋ねします。何に対して悪影響があるか、該当する選択肢をお選びください。（いくつでも）

«選択肢»

1. 事業主の家族の生活
2. 従業員の雇用
3. 取引先の仕事、サプライチェーン
4. 地域の人々の生活の利便性
5. 技術・技能の伝承
6. 地域社会の活力
7. 地場産業、伝統産業の維持
8. 悪影響はない
9. その他（　　）

■セクション2 貴社の問題としての中小企業の事業存続

このセクションは、中小企業の方にお聞きします。大企業の方はスキップしてください。

このセクションでは、貴社の問題としての中小企業の事業存続についてお伺いします。お答えは別添の回答用紙にご記入ください。

(貴社の問題としての事業存続)

問3 貴社の事業存続問題（承継、譲渡等）について、お尋ねします。該当する選択肢をお選びください。（一つだけ）

«選択肢»

1. 現在、問題となっている
2. 現在は問題となっていないが将来的には問題になる
3. 現在、問題になっていないし将来的にも問題にはならない
4. 問題であったが解決した
5. その他 ()

■セクション3 貴社の事業の今後の方向性

このセクションは、中小企業の方にお聞きします。大企業の方はスキップしてください。

このセクションでは、貴社の事業の今後の方向性についてお伺いします。お答えは別添の回答用紙にご記入ください。

(今後の事業運営の方向性)

問4 貴社の今後の事業運営の主な方向性について、お尋ねします。該当する選択肢をお選びください。(一つだけ)

«選択肢»

1. 新販路の開拓、取引先の拡大 ⇒ セクション4へ
2. 店舗、工場等の増設 ⇒ セクション4へ
3. 新商品・サービスの開発 ⇒ セクション4へ
4. 業務の多角化 ⇒ セクション4へ
5. 業務の絞り込み、専門化 ⇒ セクション4へ
6. 業務の効率化、生産性向上 ⇒ セクション4へ
7. チェーン展開 ⇒ セクション4へ
8. 業種の転換 ⇒ セクション4へ
9. 業態の転換 ⇒ セクション4へ
10. 業容縮小による経営安定化 ⇒ セクション4へ
11. 休業 ⇒ セクション5へ
12. 廃業 ⇒ セクション5へ
13. その他 () ⇒ セクション4へ

■セクション4 事業存続をお考えの方への問い合わせ (問4で選択肢1~10,13を選択の方への問い合わせ)

このセクションは、中小企業の方にお聞きします。大企業の方はスキップしてください。

このセクションでは、何らかの事業存続をお考えの方にお伺いします。お答えは別添の回答用紙にご記入ください。

(事業存続[承継、譲渡等]の形態)

問5 事業を存続させる際の形態について、お尋ねします。該当する選択肢をお選びください。(一つだけ)

«選択肢»

1. 親族への承継を考えており、目処が立っている
2. 親族以外の役員や従業員への承継を考えており、目処が立っている
3. 適切な第三者への承継を考えており、目処が立っている
4. 譲渡を考えおり、目処が立っている
5. 親族への承継を考えているが、目処が立っていない
6. 親族以外の役員や従業員への承継を考えているが、目処が立っていない
7. 適切な第三者への承継を考えているが、目処が立っていない
8. 譲渡を考えているが、目処が立っていない
9. 現在、承継や譲渡を考える必要がない
10. その他 ()

(事業承継の課題や困難)

問6 事業承継を検討するとした場合、課題や困難を感じることについて、お尋ねします。該当する選択肢をお選びください。(いくつでも)

«選択肢»

1. 後継者の選定
2. 後継者の育成
3. 株主の理解
4. 役員・従業員の理解
5. 取引先との関係維持
6. 金融機関との関係維持
7. 相続税、贈与税対策
8. 株式の引継ぎ
9. 事業用資産（土地、建物等）の引継ぎ
10. 個人保証・担保の引継ぎ
11. 相続問題の調整
12. 事業承継計画の策定
13. 経営状況の改善
14. 承継に必要な資金・コスト
15. 信頼できる相談相手・専門家の存在
16. その他（　　）

(事業譲渡の課題や困難)

問7 事業譲渡を検討するとした場合、課題や困難を感じることについて、お尋ねします。該当する選択肢をお選びください。(いくつでも)

«選択肢»

1. 役員・従業員の理解
2. 従業員の雇用維持
3. 社名や屋号の存続
4. 経営理念の承継
5. 企業文化の承継
6. 自社技術の伝承
7. 譲渡・売却価格
8. 債務の弁済
9. 個人保証・担保の解除
10. デューデリジェンス（企業価値の適正評価手続き）
11. 譲渡計画の策定
12. 経営状態の改善
13. 譲渡に必要な資金・コスト
14. 信頼できる相談相手・専門家の存在
15. その他（　　）

■セクション5 休廃業をお考えの方への問い合わせ (問4で選択肢11,12を選択の方への問い合わせ)

このセクションは、中小企業の方にお聞きします。大企業の方はスキップしてください。

このセクションでは、休業や廃業をお考えの方にお伺いします。お答えは別添の回答用紙にご記入ください。

(現在の経営状態)

問8 現在の経営状態について、お尋ねします。該当する選択肢をお選びください。(一つだけ)

«選択肢»

1. 概ね黒字である
2. 収支トントンである
3. 概ね赤字である
4. その他 ()

(休廃業を考える理由)

問9 休業や廃業を考える理由について、お尋ねします。該当する選択肢をお選びください。(いくつでも)

«選択肢»

1. 事業に将来性がない
2. 承継者に自分のような苦労をさせたくない
3. 承継者がいない
4. 承継のための事務手続きが煩雑である
5. 承継の自分の資金負担が大きい
6. 承継の後継者の資金負担が大きい
7. 謙譲先がない
8. もともと自分の代で手仕舞いするつもり
9. その他 ()

(休廃業を考え直すための条件)

問 1 0 休業や廃業を考え直す契機について、お尋ねします。該当する選択肢をお選びください。(いくつでも)

«選択肢»

1. 親族が承継する気になる場合
2. 役員や従業員が承継する気になる場合
3. 承継する適切な第三者が見つかる場合
4. 謙譲先が見つかる場合
5. 事業の見通しが良くなった場合
6. 考え直すことはない
7. その他 ()

(休廃業に当たっての率直な心情)

問 1 1 休業や廃業をする場合の心配事について、お尋ねします。該当する選択肢をお選びください。(いくつでも)

«選択肢»

1. 従業員の雇用を考えると本当は避けたい
2. 技能の伝承を考えると本当は避けたい
3. 取引先への迷惑を考えると本当は避けたい
4. 自社を愛顧してくれる地域住民のことを考えると本当は避けたい
5. 他人のことは配慮していられない
6. 誰にも迷惑が掛からないように算段するつもり
7. やり残したことないので悔いはない
8. もう無理、限界
9. その他 ()

■セクション6 国等に対して望むこと

このセクションは、中小企業の方、大企業の方の双方にお聞きします。

このセクションでは、国等に対して望むことについてお伺いします。お答えは別添の回答用紙にご記入ください。

(既存の国等の施策について)

問12 中小企業の事業存続に関する国等の施策に対する認識について、お尋ねします。該当する選択肢をお選びください。(各一つだけ)

問　い	«選択肢»			
	a：知らない	b：名前は聞いたことがある	c：良く知っている	d：利用したことがある
① よろず支援拠点	a	b	c	d
② ミラサポ専門家派遣	a	b	c	d
③ 事業引継ぎ支援センター	a	b	c	d
④ 金融機関（地銀、信組、信金等）による支援	a	b	c	d
⑤ 税理士、会計士、弁護士、診断士等による支援	a	b	c	d
⑥ 商工会、商工会議所、同業組合による支援	a	b	c	d
⑦ 事業承継税制	a	b	c	d
⑧ 遺産相続における民法上の遺留分の特例	a	b	c	d
⑨ 第二創業支援	a	b	c	d
⑩ 事業承継ガイドライン、ガイドブック	a	b	c	d

(既存の国等の施策の使い勝手について)

問13 中小企業の事業存続に関する国等の施策に対する使い勝手について、お尋ねします。下記の各施策について自由に記述してください。

- ① よろず支援拠点
- ② ミラサポ専門家派遣
- ③ 事業引継ぎ支援センター
- ④ 金融機関（地銀、信組、信金等）による支援
- ⑤ 税理士、会計士、弁護士、診断士等による支援
- ⑥ 商工会、商工会議所、同業組合による支援
- ⑦ 事業承継税制
- ⑧ 遺産相続における民法上の遺留分の特例
- ⑨ 第二創業支援
- ⑩ 事業承継ガイドライン

(国等に対して望むこと)

問 1 4 中小企業の事業承継に関して国等に対して望むことについて、お尋ねします。該当する選択肢をお選びください。(いくつでも)

«選択肢»

1. 承継者候補を仲介する公的機関の充実
2. 承継者候補を仲介する民間機関の活性化、創業支援
3. 承継者候補が円滑に市場に供給されるような労働市場の流動化政策
4. 秘密が守られうわさが広がらない相談窓口の充実
5. 事業承継税制の恒久化
6. 個人事業主に関する事業承継税制の使い勝手の向上
7. 承継者の承継に係る金銭的負担の軽減
8. 事業譲渡に関する手数料負担の公的な支援
9. 中小企業の事業譲渡に関する簡素な制度の整備
10. その他 ()

■セクション7 事業存続の成功談や失敗談、その他体験談

このセクションは、中小企業の方、大企業の方の双方にお聞きします。

このセクションでは、中小企業の事業存続に関する成功談や失敗談、あるいは他社の休廃業によって受けた貴社の影響の体験談等についてお伺いします。お答えは別添の回答用紙にご記入ください。

(ご存じの成功談や失敗談)

問15 貴社がご存じの中小企業の事業存続に関する成功談や失敗談について、差し支えない範囲でお聞かせください。

(他社の休廃業によって受けた影響の体験談)

問16 貴社が、他社の休廃業から受けた影響に関する体験談について、差支えない範囲でお聞かせください。

■セクション8 自由記述

このセクションは、中小企業の方、大企業の方の双方にお聞きします。

このセクションでは、ご自由なご意見を頂戴したいと存じます。 お答えは別添の回答用紙にご記入ください。

(ご意見)

問17 ご意見、ご感想、お気づきの点などがございましたら、どのようなことでも構いませんので、ご自由にご記入ください。

ご協力ありがとうございました。

回答用紙

《送信先》 一般社団法人中部経済連合会 調査部 山口 行き FAX 052-962-8090

《資料名》 中小企業の事業存続に関するアンケート

(1)業種	(2)経営形態	(3)従業員数	(4)主な販路	(5)事業経過年数	(6)依頼団体
-------	---------	---------	---------	-----------	---------

- 問1 [1 2 3 4 5 6 7] (一つだけ) その他 _____
- 問2 [1 2 3 4 5 6 7 8 9] (いくつでも) その他 _____
- 問3 [1 2 3 4 5] (一つだけ) その他 _____
- 問4 [1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13] (一つだけ) その他 _____
- 問5 [1 2 3 4 5 6 7 8 9 10] (一つだけ) その他 _____
- 問6 [1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16] (いくつでも) その他 _____
- 問7 [1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15] (いくつでも) その他 _____
- 問8 [1 2 3 4] (一つだけ) その他 _____
- 問9 [1 2 3 4 5 6 7 8 9] (いくつでも) その他 _____
- 問10 [1 2 3 4 5 6 7] (いくつでも) その他 _____
- 問11 [1 2 3 4 5 6 7 8 9] (いくつでも) その他 _____
- 問12 (各一つだけ)
- | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ | ⑩ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

問13 (自由記入)

①									
②									
③									
④									
⑤									
⑥									
⑦									
⑧									
⑨									
⑩									

問14 [1 2 3 4 5 6 7 8 9 10] (いくつでも) その他 _____

問15 (ご存じの成功談や失敗談)

問16 (他社の休廃業によって受けた影響の体験談)

問17 (ご意見)

委員会の所管事業について

2018年11月21日

一宮商工会議所 中小企業委員会

事業計画策定支援

経営指導員が専門家とともに、
小規模事業者と面談し指導・
助言を行い、今後の経営活動の
指針となる事業計画の策定を
支援する。

【専門家】

中小企業診断士 岸田 邦裕 氏
 // 森 正樹 氏
 // 鳥巣 智嗣 氏
 // 高木 富美子 氏
 // 菅野 守 氏 など

【実績数】 18社31件（11月15日現在）

伴走型小規模事業者支援推進事業

あなたの強みを明確にしませんか!

事業計画の策定を支援します!

こんなことに活用できます!

申請書類提出にアレルギーがない

こんな場合には経営計画が必要です!

会員登録・会員登録料金支払いであります

会員登録・会員登録料金支払いであります

1 申込

申込書類提出を記入し、FAXで送信。

2 ヒアリング

専門家が現在の経営状況ヒアリング。

3 事業計画策定支援

専門家による事業計画策定支援。

4 パックアップ

定期的に実績を記録し、目標の実現をパックアップ。

お問い合わせは、一宮商工会議所中小企業相談所
 〒491-0858 一宮市東4丁目6番8号 TEL / 0566-72-4611
 HP / <http://www.chinomiyay-cc.or.jp/>

事業計画セミナー

■事業計画策定セミナー

「今の経営を見つめ、今後の経営について考えたい」「売上を増やすための仕組みについて考えたい」小規模事業者を対象に自社の現状分析と今後の方向性について“見える化”する。

開催日 平成30年10月25日、11月1日
11月8日、15日、22日【5回シリーズ】

講 師 コンサルティング・シスト 代表
中小企業診断士 伊藤 慎悟 氏

受講者 計44名（11月15日現在）



プレスリリースセミナー

■プレスリリース作成セミナー

小規模事業者の販路開拓に向け情報発信手法の一つであるプレスリリースの作り方から添削、アプローチの仕方まで解説する。

開催日 平成30年10月18日、11月8日
【2回シリーズ】

講 師 株式会社ディービーピーアール
代表取締役社長 堂森 哲雄 氏
受講者 計28名（11月15日現在）
相談会 11月20日開催



新商品・新サービス合同報道発表会

会議所が主催者となり自社新商品のPR（報道関係者へのプレゼンテーション）の場を提供する。

<H30年度> 第10回

開催日 平成31年1月30日(水)
10時から11時30分

募集 10事業所

※今年度2回開催予定。



H30.9.30朝日新聞朝刊:(株)美秀

<プレゼンテーション勉強会>

開催日 平成31年1月15日(火)・23日(水)

講 師 鳥巣経営研究所 代表
中小企業診断士 鳥巣 智嗣 氏



H30.10.10中部経済新聞朝刊:(株)エスプリ

各種出展支援

<一宮総合食品フェア>

開催日 平成30年10月14日(日)
10時から16時分

場 所 名鉄百貨店一宮店正面
玄関前

出展者 22社



<お菓子フェア>

開催日 平成30年10月20日(土)
10時から16時

場 所 一宮市総合体育館
いちい信金アリーナB

出展者 12社 (全体80社)



各種出展支援

<メッセナゴヤ>

開催日 平成30年11月7日(水)～10日(土)

10時から17時

場所 ポートメッセナゴヤ

出展者 5社(全体は1,400社超)

【参考】メッセナゴヤ出展者セミナー

日時 8月23日(木)

講師 ブラフマン・アンド・エス株式会社

代表取締役 田中 覚 氏 ※メッセナゴヤ選任コーディネーター



<いちのみや逸品市>

開催日 平成30年12月8日(土) 10時から15時

場所 名鉄百貨店一宮店正面玄関前

出展者 13社(予定)

いちのみや食ブランド推進事業

西尾張地域の農産物または、それらを使用した食品を「いちのみや食ブランド」として認定。PR支援を行う。

◆平成22年スタート。現在は77品目を認定(平成30年11月現在)

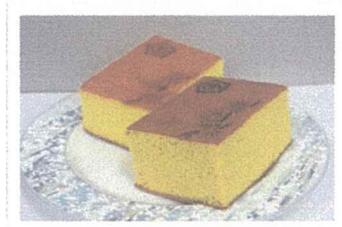
◆ホームページ、パンフレットをはじめ一宮総合食品フェア等各種イベントで認定商品をPR

<平成30年9月21日認定>

極きわみ、巧たくみ

申請者 若松屋末広

内容 一宮産の卵とはちみつを使用した
カステラ



のぶさんのなんでもごだれ

申請者 株式会社Food Educate

内容 一宮産タマネギを使用し、りんごと発酵
させた醤油ベースの甘めの万能だれ



いちのみや食ブランド推進事業（各種出展）

○ <一宮総合食品フェア>

出展者 22社（うち食ブランド認定事業所12社）

○ <お菓子フェア>

出展者 12社（うち食ブランド認定事業所10社）

○ <メッセナゴヤ2018>

○ <株式会社のいり商談説明会>

開催日 11月13日（火）

参加者 17社（食ブランド認定事業所10社）



○ <アクティブいちのみやオータムフェスタ>

開催日 11月17日（土）

出展者 3社（食ブランド認定事業所3社）



いちのみや 逸品市

ichinomiya ippin market

2018 12/8(土)
午前10時～午後3時

会場 名鉄百貨店一宮店正面玄関前

JR東海が中心となり愛知県の観光振興を図る「愛知デスティネーションキャンペーン」の一環として、一宮市で催される「さわやかウォーキング」にあわせ、市内の選りすぐりの「食品・逸品」の即売を行います。

菊一あられ株式会社
あられ

和菓子いちの
どら焼き、豆大福、鬼まんじゅう

和菓子処あんこや
よもぎ入あんころ餅他

三井食品工業株式会社
尾張一宮香物 三井宮蔵
千両なす、宮蔵漬 他

株式会社タクセイ
きなこ、ふりかけ 他

金銀花酒造株式会社
清酒

3°C(サンドシー)
サンドウィッチ

みやび養蜂
ハチミツ、ハチミツを使った和菓子 他
きのこ工房 U.P. ファーム
原木椎茸ドレッシング 他

株式会社 Food Educate
和風びすとろしゅん亭
のぶさんのなんでもごだれ

一宮活性化プラン協議会
尾州138ひつじカレー

株式会社滝善
美濃和紙ニットタイ 他

株式会社鳥越樹脂工業
フェイスクリンジングフォーマー 他

※写真はイメージです。※出展企業は変更になる場合があります。

主催 一宮商工会議所・一宮市

お問合せ:一宮商工会議所

〒491-0858 一宮市栄四丁目6番8号 TEL.(0586)72-4611 FAX.(0586)72-4411

視点2 多様で複雑化する中小企業の経営課題に応えられる支援機関となる

ACTIONPLAN2

地元企業の成長段階に応じた総合支援体制の構築と実践

2014年的小規模支援法の成立に伴い、小規模事業者の伴走型支援事業が強化され、小規模事業者の需要を見据えた販路開拓をはじめとした多岐にわたる経営支援に取り組むこととなった。小規模事業者の持続的発展を通じた地域経済の活性化を担う本所では、様々な施策を展開している。昨今では、後継者不足による事業承継問題にもスポットをあて積極的に取組んで行く。

また、少子化に端を発する人材確保支援、生産性向上を目的としたIT導入支援、2019年10月に控えた消費税増税についても同様に取り組んで行く。



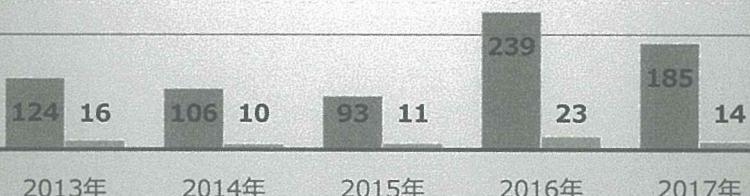
※創業塾・新入社員セミナー・合同企業説明会・会員交流会・合同報道発表会・まちゼミ

企業の発展～衰退に至る、段階に応じた総合的支援を展開する

創業支援、経営発達支援、事業承継支援など、様々な経営課題に伴走型経営支援を展開する。地域に根差した活力ある事業所の創出、育成、定着を図ると共に、近年、社会問題となっている後継者不足に伴う事業承継まで、地域経済を支える核となる。

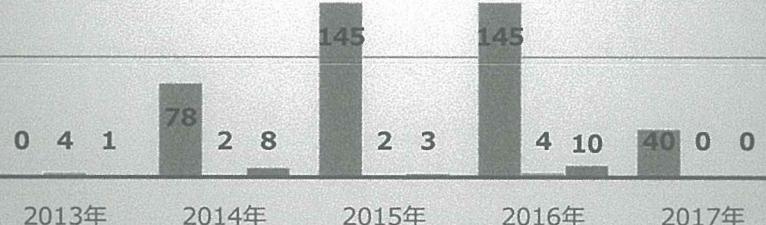
創業相談／創業数

■ 相談件数 ■ 創業者数



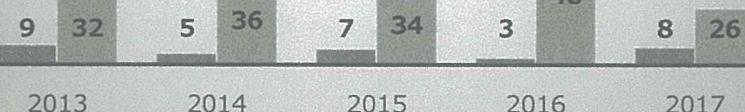
各種補助金の申請支援数

■ 持続化補助金申請件数 ■ ものづくり ■ 経営革新申請件数



金融支援／財務分析

■ 財務分析 ■ 融資制度



会員交流会／合同報道発表会

■ 会員交流会 ■ 合同報道発表会



創業支援

具体的事業	2019	2020	2021	所管
総合的な創業支援 継続的な創業相談と創業塾の開講	相談延べ件数：200 件 受講者数：20 人／創業者数：10 人	相談延べ件数：210 件 受講者数：23 人／創業者数：13 人	相談延べ件数：220 件 受講者数：25 人／創業者数：15 人	中小企業委員会 【相談所】

経営発達支援

具体的事業	2019	2020	2021	所管
巡回活動・窓口相談 巡回活動と窓口相談の実施	巡回：2,800 件 窓口：1,500 件	巡回：2,800 件 窓口：1,500 件	巡回：2,800 件 窓口：1,500 件	中小企業委員会 【相談所】
金融支援、財務・経営分析 マル経等の融資制度、財務分析	30 件	33 件	35 件	中小企業委員会 【相談所】
事業計画策定・フォローアップ 事業計画策定支援・フォローアップ支援	事業計画策定：50 件 フォローアップ：10 件	事業計画策定：55 件 フォローアップ：15 件	事業計画策定：60 件 フォローアップ：20 件	中小企業委員会 【相談所】
販路開拓支援 ビジネス会員交流会の開催	2回：50 名	2回：55 名	2回：60 名	中小企業委員会 【相談所】
各種セミナーの開催 各種セミナー・相談会等の開催	20 回：300 名	20 回：330 名	20 回：350 名	中小企業委員会 【相談所】
各種公的制度申請支援 経営革新・経営力向上・持続化・IT 他	申請数：50 件	申請数：55 件	申請数：60 件	中小企業委員会 【相談所】

事業承継支援

具体的事業	2019	2020	2021	所管
事業承継支援 後継者人材バンク	マッチング成約数：1 件 累計登録者数：20 人	マッチング成約数：2 件 累計登録者数：25 人	マッチング成約数：3 件 累計登録者数：30 人	中小企業委員会 【相談所】